

ギリシャ共和国訪問交流事業業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

東京オリンピック 2020 開催に関連して、当町はギリシャ共和国の「復興ありがとうホストタウン」に登録されたことを受け、町内の小・中学生に対してオリンピック発祥の地であるギリシャの文化に理解を深めてきた。更に東京オリンピックの聖火リレーがスタートした「Jヴィレッジ」が立地する当町は、今後オリンピックの理解を深めながら、聖火の採火地である、ギリシャ共和国オリンピア市との交流関係を築いていきたいと考えている。

そのため本事業は、交流事業の一環として、小中学生に国際社会に貢献する豊かな人間形成を図ることを目指し、ギリシャ共和国オリンピア市等の訪問を行うものである。

本業務を遂行するにあたり、専門的な知識及び経験をもとに技術的に最適な者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

ギリシャ共和国訪問交流事業業務委託

(2) 訪問先

ギリシャ共和国オリンピア市 他

(3) 業務内容

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

(4) 訪問期間

令和 6 年 1 1 月 1 1 日から 1 1 月 1 8 日（8 日間）

イスタンブール経由を想定（※別紙行程案を参照）

(5) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

(6) 委託上限額

1 2, 5 4 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(7) 発注者及び担当

福島県檜葉町政策企画課 猪狩 山内 渡部

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地 6

電 話 0240-23-6103

メー ル kikaku-n@town.naraha.lg.jp

3 参加要件

- (1) 次の要件を備えた者であること。
 - ① 法人等を設立して10年以上経過していること。
 - ② 令和5・6年度檜葉町入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日に、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の有資格業者に対する指名停止（昭和61年檜葉町訓令1号）による指名の停止を受けていない者であること。
 - ③ ②の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加表明書の受付期限までに受理を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。
- (7) 檜葉町暴力団排除条例（平成26年6月20日条例第9条）に該当しない者。

4 参加に関する制限

次に掲げるものは、本プロポーザルに参加することができないものとする。

- (1) 檜葉町ギリシャ共和国訪問交流事業業務委託選定審査委員会の委員（以下「委員」という。）
- (2) 委員及びその親族が主宰し、または役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (3) 町職員で事業担当または契約担当課に所属する者

5 プロポーザルの方法及び実施スケジュール

(1) 選定方法

本プロポーザルは、参加表明書及び企画提案書の添付資料をもとにヒアリングを実施した上で、本プロポーザル審査委員会が審査を行い、優先交渉権1者、次点者を1者選定する。

(2) スケジュール

公示	令和6年8月1日(木)
質問書の提出	令和6年8月6日(火) 17時まで
質問書への回答	令和6年8月8日(木)以降
参加表明書・企画提案書の受付	令和6年8月23日(金) 12時まで
参加要件審査	令和6年8月23日(金)
プレゼンテーション等実施通知	令和6年8月23日(金) ※①
プレゼンテーション審査	令和6年8月28日(水) 10時予定
選定結果の通知	令和6年8月29日(木) (予定) ※②
審査結果の公表	令和6年8月29日(木) (予定) ※③
見積書の提出	選定結果の通知に記載する。
契約締結	見積書提出日以降かつ契約保証金を納付 確認後速やかに契約を締結する

※① 通知は電子メール及び電話連絡にて行う。

※② 通知は書面による発送にて行う。

※③ 公表は町ホームページにて行う。

6 参加表明書及び企画提案書等の提出

(1) 参加表明書

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書作成要領に基づき次の書類を作成すること。

- ① 参加表明書 (様式1)
- ② 会社概要 (任意様式)
- ③ 業務実績書 (様式2)

(2) 企画提案書

本プロポーザルに参加を希望する者は、企画提案書作成要領に基づき次の書類を作成すること。

- ① 企画提案書 (様式3)
- ② 業務に対する企画提案 (任意様式)
 - ア 本事業の執行体制
 - イ 派遣地でのプログラム
 - ウ 宿泊施設情報
 - エ 派遣先での安全管理体制 (緊急時対応・危機管理体制等)
- ③ 見積書 (任意様式)

(3) 提出方法

- ① 受付期間

本プロポーザルの公示日から令和 6 年 8 月 23 日（金）12 時まで
なお、令和 5・6 年度檜葉町入札参加資格者名簿に登録されていない者については、受付期限までに入札参加資格審査申請をし、受理を受けること。

② 提出先

本要領 2(7)に掲げる担当

③ 提出方法

持参又は郵送により行うこと。

なお、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時～17 時に受付ける。

(4) その他

① 質疑を確認のうえ記載、提出すること。

② 提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

③ 参加表明書提出後にこれを取り下げの場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7 質疑応答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

質問書（様式 4）を使用すること。

令和 6 年 8 月 6 日（火）17 時までに提出すること。

本要領 2(7)に記載の担当宛に電子メールで提出すること。また、電子メールのタイトルを「【ギリシャ共和国訪問交流事業プロポーザル質問】」とすること。

(3) 回答方法

令和 6 年 8 月 8 日（木）以降、質問に対する回答を参加者全員に対し電子メールで通知します。

8 プレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査要領

プロポーザル参加者より提出された企画提案書等をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、(3) 評価の方法により審査する。ヒアリングに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として特定しない。

(2) 企画提案審査

① プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日時 令和6年8月28日(水)10時予定

イ 会場 楡葉町役場3階大会議室

ウ 出席者 本業務に係る総括責任者含む3名以内とする。

エ その他

- ・プレゼンテーションは1事業者15分(準備時間を含む)以内とし、その後審査委員による10分程度のヒアリングを行う。
- ・参加者毎の開始時間は当日案内する。
- ・提出書類以外の資料を使うことはできない。
- ・プロジェクター、スクリーンの使用は可能とし、使用する場合は事前に事務局へ連絡すること。なお、パソコンは持参すること。

(3) 評価の方法

提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、本要領8(4)に定める評価項目毎に評価を行う。なお、企画評価点の最高点数は100点とする。

企画評価の得点合計 = ①の評価点 + ②の評価点

(4) 企画評価点を算出するための評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

④ 会社概要及び業務実績

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト
	判断基準			
業務実績	過去5年以内に完了した同種・類似業務の実績	<実績値> 業務実績1件につき、下記の点数を加算する。 ○ギリシャ/15点 ○英語を公用語・準公用語とする国/10点 ○その他の国/5点	実績値10点未満	0
			実績値10点以上～20点未満	3
			実績値20点以上～30点未満	6
			実績値30点以上～40点未満	9
			実績値40点以上～50点未満	12
			実績値50点以上	15
その他	本社または事業所の所在地		福島県外	0
			福島県内	5
合計				20

②実施方針など

(企画資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により総合的に判断を行なう)

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
	判断基準	
提案の趣旨	実施の目的・狙いに沿った提案であり、高い効果が期待できる企画内容である。	5
滞在先の手配	滞在先が安全面・交通面の配慮ができており、且つ仕様書(案)に沿った滞在先が提案されているか。	10
交通手段の手配	円滑に進めるための交通手段が確保されており、緊急時には柔軟に、且つ迅速な対応が可能であるか。	10
研修の実施	事前研修の実施内容、回数、実施体制等が明確に記載されているか。	5
全体行程	実施までの全体スケジュール及び海外派遣の行程について、明確に記載されているか。	10
価格評価	見積価格が最も安価だった事業者に10点 (以降安価順に8点、6点、4点、2点)	10
緊急時対応・危機管理	現地及び移動中の事故、急病、災害等が発生した場合の対応について、明確に記載されており、現地スタッフの体制(組織、業務内容、役割分担、問合せ可能時間等)について明確に記載されているか。 また、国内及び現地における即応体制の構築ができていないか。こどもを派遣するにあたり、安全面が考慮されているか。	25
特記事項	檜葉町が提示した要件以外で、提案者が有用であると考えられる提案内容が明確に記載されているか。	5
合計		80

(5) 評価内容の担保

特定者は、企画提案書のうち「本業務の執行体制、派遣日程、派遣地での安全管理」の内容を企画計画書に明記し、その内容を適切に遂行すること。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年8月29日(木)(予定)に書面で通知する。

① 審査の結果、優先交渉権者及び次点者となった企画提案の提案者を特定し、その旨を特定通知書により通知する。

② 審査の結果、優先交渉権者及び次点者に特定しなかった企画提案の提案者に対しては、特定しなかった旨を非特定通知書により通知する。

(7) 審査結果の公表

審査終了後、檜葉町ホームページに優先交渉権者及び次点者の名称を公表する。

9 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

(1) 提出期限を過ぎて提出した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載及び重大な不備があった場合

(3) 本プロポーザルの公示以後、参加者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 本要領3に示す要件を欠くこととなった場合

(5) 履行が困難と認められるに至った場合

(6) プレゼンテーション及びヒアリングに出席できない場合

(7) 本業務の費用が委託上限額を超えている場合

(8) その他、審査委員会で本プロポーザルの遂行にふさわしくない事情が認められた場合

10 契約の締結等

(1) 随意契約にかかる見積徴取

① 檜葉町は優先交渉権者となった者をギリシャ共和国訪問交流事業業務にかかる随意契約の見積徴取の相手方とするものとする。ただし、優先交渉権者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当することとなった場合、又は檜葉町長から指名停止を受けた場合、事故等により契約が不能となった場合には、次点者を見積徴取相手方とする。

② 審査委員会で特定された優先交渉権者に当該業務にかかる海外派遣業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。なお、契約の交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 業務名

ギリシャ共和国訪問交流事業業務委託事業

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日

(4) 業務内容

ギリシャ共和国訪問交流事業業務一式

※派遣業務は、檜葉町が定める契約書のほか、ギリシャ共和国訪問交流事業業務委託に伴う業務仕様書(案)によるものとする。

(5) 提案上限額

予算額 12,540,000円(消費税含む)以内とする。

※提案内容や協議により変更する場合がある。

(6) 契約者

檜葉町

(7) 契約保証金及び前払金

ギリシャ共和国訪問交流事業業務委託契約書(案)によるものとする。

(8) その他

① 具体的な業務の遂行にあたっては、企画提案に記載された内容を尊重し、檜葉町との協議に基づいてギリシャ共和国訪問交流事業業務委託契約書(案)を修正し遂行する。

② 契約事項の詳細については、檜葉町財務規則に準ずる。

1.1 その他

(1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。